

市第107号議案

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業に伴う みなとみらいコンベンション施設整備事業契約の変更について

1 契約変更を行う理由

みなとみらい21中央地区20街区MICE施設整備事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づき、横浜みなとみらい国際コンベンションセンター（通称：パシフィコ横浜ノース）の設計・建設・維持管理を一括して行うものです。平成27年第4回市会定例会において事業契約締結の議決をいただき、現在は令和2年3月末のしゅん工を目指して施設の建設を行っています。

本事業契約では、令和2年4月からの「維持管理の対価」に対する消費税率は、維持管理時に適用される税率によるものとし、その変更分は横浜市が負担するものとしています。このたび、令和元年10月から消費税率が変更されたことに伴い、維持管理の対価に対する消費税等の額を改定し、契約金額を変更する契約を締結します。

2 契約の相手方（PFI事業者）

株式会社横浜グローバルMICE

3 契約期間

平成27年12月17日から平成52年（令和22年）3月31日まで

4 変更する契約金額

- | | | | |
|---------|----------------------|---------|-------------------|
| (1) 変更前 | ¥38,229,284,313.- | （うち消費税等 | ¥2,657,482,379.-） |
| (2) 変更後 | ¥38,313,568,073.- | （うち消費税等 | ¥2,741,766,139.-） |
| (3) 差額 | <u>¥84,283,760.-</u> | （うち消費税等 | ¥84,283,760.-） |

変更前後の維持管理の対価（20年間合計）及び消費税等

	変更前（税率8%）	変更後（税率10%）	差額
維持管理の対価	¥4,214,188,000	¥4,214,188,000	¥0
消費税等	¥337,135,040	¥421,418,800	¥84,283,760
合計	¥4,551,323,040	¥4,635,606,800	<u>¥84,283,760</u>

5 今後の予定

令和2年4月1日 施設の維持管理開始

令和2年4月24日 開業記念式典